

燕市と新潟工科大学との包括連携に関する協定書

燕市（以下「甲」という。）と新潟工科大学（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が工業分野を中心として相互に連携及び協力を図りながら地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携及び協力するものとする。

- (1) 産業の振興に関すること
- (2) 人材の育成に関すること
- (3) 教育の推進に関すること
- (4) まちづくりに関すること
- (5) その他前条の目的を達成するために甲及び乙が必要と認めること

（連携会議）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連携会議を定期的に開催するものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各1通を保有する。

令和2年7月30日

甲 新潟県燕市吉田西太田1934番地

燕市

市長

鈴木 力

乙 新潟県柏崎市大字藤橋1719番地

新潟工科大学

学長

大川 秀雄